

第5回 真室川町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年10月25日(水) 午前8時55分～9時40分

2. 場 所 真室川町役場庁舎会議室301・302

3. 議 事

- ・報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- ・議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第16号 非農地証明願いについて

4. 出席者等(敬称略)

(1) 出席委員

梁 瀬 裕
阿 部 邦 之

庄 司 稔
園 部 義 和

高 橋 充
沼 澤 一 夫

新 田 祥 子
佐 藤 慎 一

(2) 欠席委員

高橋慎知子

(3) 傍聴農地利用最適化推進委員

小 松 保

高 橋 誠

(4) 事務局出席者

事務局長

斉 藤 克 智

事務局長補佐

木 戸 太 一

事務局主事補

池 田 梨 央

会計年度任用職員

齊 藤 瑠 依

5. 議事録署名委員

沼 澤 一 夫

佐 藤 慎 一

会 長	おはようございます。 最近朝晩寒くなってきましたが、皆さんの体調はいかがでしょう。インフルエンザとコロナが同時流行すると言われておりますので、皆さんもお気をつけください。10月なので皆さんも米の収穫は終わっていると思いますが、先日見た飯米は芯白粒が多くて昨年の米と比べても透明度が無く、今年の暑さは異常だったと改めて思いました。また、先日の町の大収穫祭は大雨で寒い中、農林課の皆さん、売り手として出店して下さった皆さん、式典に参加された農業委員の皆さん、本当にお疲れ様でした。農業委員として案内があった案件については、なるべく参加するようご協力お願いします。 それでは、第5回真室川町農業委員会総会を始めます。3番の事務報告をお願いします。
事務局長	【事務局説明】
会 長	はい。ありがとうございます。それでは4番の議事録署名委員は8番委員と9番委員にお願い致します。それでは、5番の議事に入ります。報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明をお願い致します。
事務局長	【事務局説明】
会 長	報告ありましたが、ご質問や意見ありませんか。
9番委員	はい。場所はどの辺ですか。
事務局長	全て●●です。
会 長	他に質問やご意見はありませんか。
各 委 員	ありません。
会 長	ないようですので、報告第3号は承認されました。続きまして、議案第15号農地法第3条の規定による許可申請について、説明をお願いします。
事務局長	【事務局説明】

会 長	只今説明ありましたが、何か質問やご意見はございませんか。
9 番委員	はい。事務局の●●さんと現地確認してきました。状況としては耕作放棄されていた農地でした。一部にススキもあり、トラクターで耕してもすぐに畑にすることが出来ないような状態なので、除草剤を使用して一回草を無くしてから耕作した方が良いのではないかと、借人にアドバイスしてくださいと事務局にお伝えしました。ススキなのでトラクターでもすぐには耕せないと思います。ススキが生えているのは一部なので、今年から頑張って除草すれば、来年の秋には畑になるのではないかと思います。それと、最初から難儀しないで、もっと畑になりやすい所を借りた方が良いのでは無いかということも事務局にお伝えしました。私も地元で、借人がこの農地で頑張りたいと言っているということなので、応援したいと思っています。
会 長	今の現地報告を聞いて何か質問や意見のある方はいますか。
2 番委員	はい。私の住んでいる地区にも同じように移住して来て無農薬で農業に取り組んでいる方がいますが、この畑の周りは畑ですか。
9 番委員	水田です。農道を隔てており、水田とは直接つながってはいません。
2 番委員	無農薬でしようとして、どんどん水田の方から農薬が入ってきてしまうのではないのでしょうか。農薬散布にドローンは使っていないですか。
9 番委員	水田と 5 メートル以上は離れているようです。農薬散布にドローンは使っていませんが、ヘリコプターを使用しているようです。
2 番委員	無農薬は難しいのではないのでしょうか。かなり頑張って草刈りした後、にドリフトで農薬がかかってしまうのではないかと心配しています。
会 長	他にご意見等ある方はいらっしゃいませんか。
各 委 員	ありません。

会 長	それでは議案第 1 5 号は決定させていただきます。続きまして議案第 1 6 号非農地証明願いについて説明をお願いします。
事務局長	【事務局説明】
会 長	前回総会で一度取り下げた場所ですが、農地パトロールや現地確認はどうでしたか。
9 番委員	はい。下りていく道路もあるようでしたが、草が生えて管理はされていない様子でした。管理する人がいなければ非農地になると思いました。
会 長	はい。ありがとうございました。皆さんから他にありませんか。
4 番委員	はい。非農地になった場合、この土地は誰の所有になるのですか。
事務局長	所有者は変わりません。地目が農地ではなくなることで、農業委員会に関わらずに売買できるようになります。農業委員会からの転用の許可でも農地から地目変更できますが、どちらの場合でも法務局の現地確認で、まだ農地として活用できると判断された場合は地目変更できません。
4 番委員	はい。わかりました。
会 長	他にご意見やご質問はございませんか。
各 委 員	ありません。
会 長	それでは議案第 1 6 号は決定させていただきます これで第 5 回の総会を終了します。ありがとうございました。

議 事 録 署 名 人

会長

印

委員

印

委員

印